

## 教育福祉委員会審査日程表

日時 令和8年3月4日（水）

午前10時開議

場所 第3・4委員会室

※は、令和7年からの継続審査案件を示す。

- 第1 ※陳情第24号 「多子世帯の保育料負担軽減」を求める陳情書
- 第2 陳情第3号 「新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種時の予診票のデジタルデータ保存及び保存期間延長を求める」陳情書
- 第3 陳情第4号 障がい者等、流山市タクシーチケットへの迎車料金対応助成金を求める陳情書
- 第4 議案第8号 令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第5 議案第7号 令和8年度流山市介護保険特別会計予算
- 第6 議案第10号 流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第9号 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第11号 流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 所管事務の継続調査について

令和7年度流山市介護保険特別会計補正予算(第3号)概要資料

歳 入			歳 出		
款	補正額 (千円)	説 明	款	補正額 (千円)	説 明
1 保険料	△ 76,396	◎第1号被保険者保険料 △76,396,000円	1 総務費	△ 8,277	◎介護保険事務管理事業 352,000円 ◎介護認定審査事業 △1,240,000円 ◎介護認定調査等事業 △7,389,000円
2 国庫支出金	△ 5,853	◎地域支援事業交付金(介護予防事業) △4,330,000円 ◎地域支援事業交付金(包括の支援事業) △1,699,000円 ◎介護保険事業費補助金 176,000円	2 保険給付費	-	
3 支払基金交付金	△ 5,846	◎地域支援事業交付金 △5,846,000円	3 地域支援事業費	△ 26,066	◎介護予防・生活支援サービス事業 △21,652,000円 ◎在宅医療介護連携推進事業 △4,414,000円
4 県支出金	△ 3,556	◎地域支援事業交付金(介護予防事業) △2,706,000円 ◎地域支援事業交付金(包括の支援事業) △850,000円	4 財政安定化基金 拠出金	-	
5 寄付金	-		5 基金積立金	-	
6 繰入金	57,308	◎地域支援事業繰入金(介護予防事業) △2,706,000円 ◎地域支援事業繰入金(包括の支援事業) △850,000円 ◎事務費一般会計繰入金 △8,453,000円 ◎低所得者保険料軽減繰入金 3,900,000円 ◎介護保険介護給付費準備基金繰入金 65,417,000円	6 諸支出金	-	
7 繰越金	-				
8 諸収入	-				
9 財産収入	-		7 予備費	-	
今回補正額計	△ 34,343		今回補正額計	△ 34,343	
補正前	15,496,613		補正前	15,496,613	
補正後	15,462,270		補正後	15,462,270	

## 令和8年度介護保険料算定に係る特例の解説図

図1：税制改正による「課税判定の変動」と今回の対応

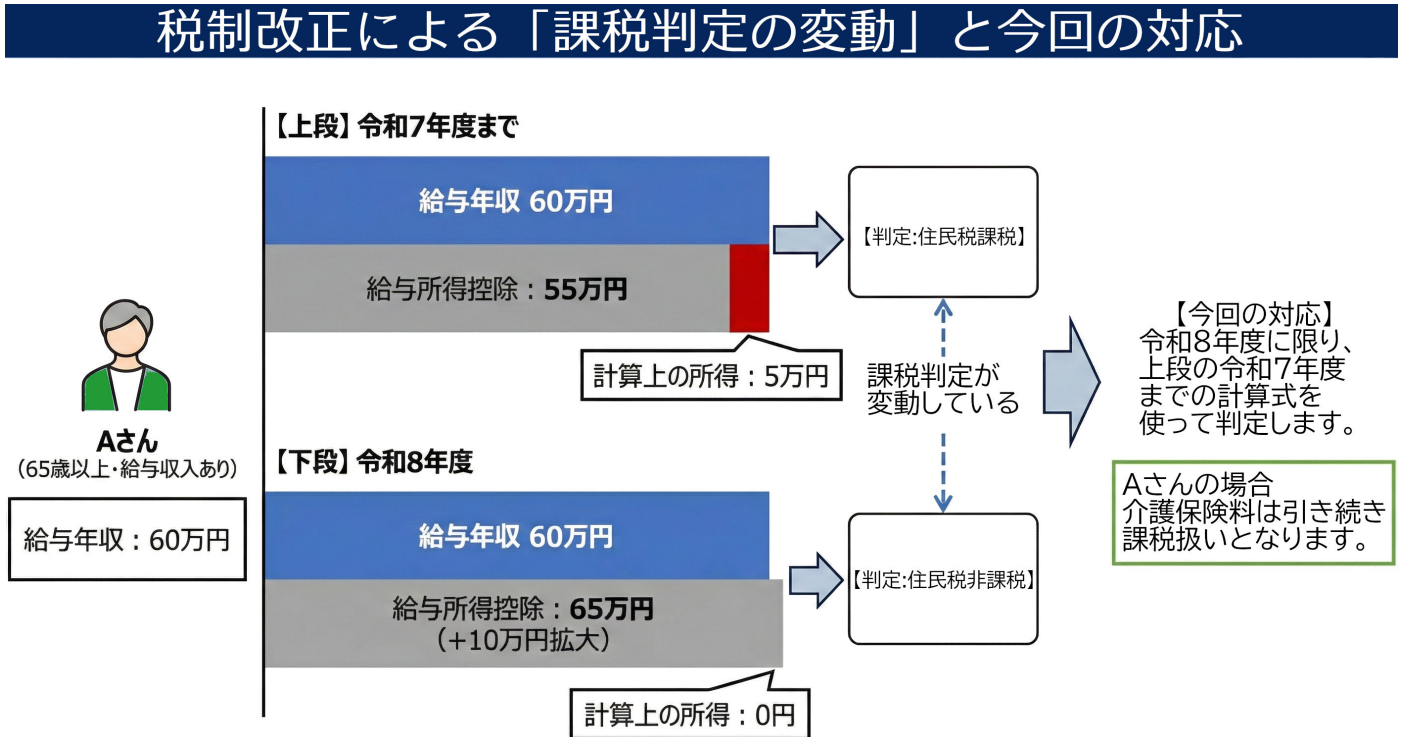
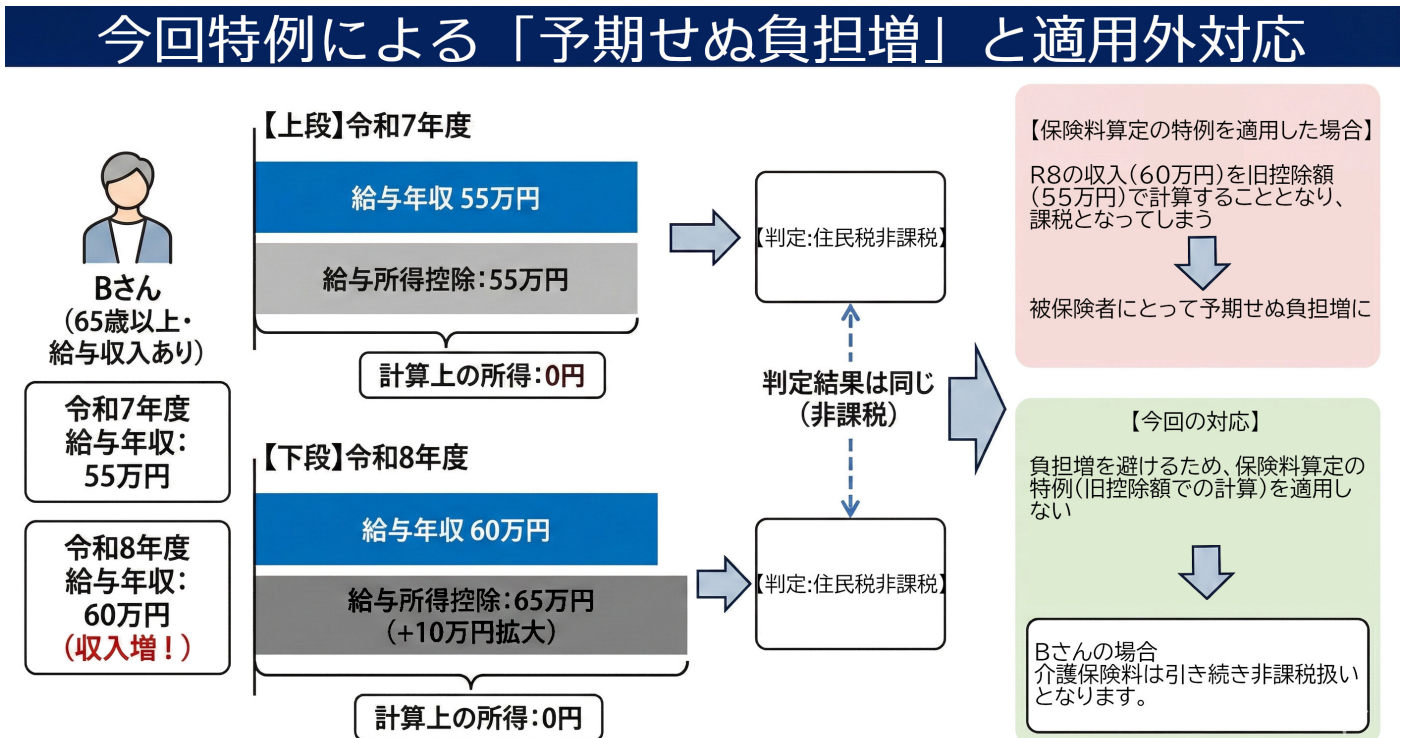


図2：今回特例による「予期せぬ負担増」と適用外対応



流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前												
<p>(使用者の範囲)</p> <p>第6条 福祉会館を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、使用しようとする施設の使用資格者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。</p> <p>(1) 市民、市内の事業所に勤務する者又は市内の各種団体</p> <p>(2) 国又は公共団体</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、流山市下花輪福祉会館の浴室（当該浴室で入浴をするために必要な範囲で使用する浴室以外の部分を含む。）については、入浴をする場合に限り、全ての者（法人を除く。）が使用することができる。</p> <p>(利用料)</p> <p>第14条 別表に掲げる福祉会館の設備を使用する者は、当該使用に係る料金（以下この条及び別表において「利用料」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料の額は、別表に定める額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>3 市長は、利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>4 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料の全部若しくは一部を減額し、又は還付することができる。</p> <p>5 第1項及びこの条例の他の規定に定めのある場合を除き、福祉会館の利用料は、無料とする。</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">設備の名称</th> <th style="width: 50%;">利用料の額（日額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流山市下花輪福祉会館</td> <td>浴室</td> <td>1人当たり 313円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 市民以外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が使用する場合</p>	区分	設備の名称	利用料の額（日額）	流山市下花輪福祉会館	浴室	1人当たり 313円	<p>(使用者の範囲)</p> <p>第6条 福祉会館を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、使用しようとする施設の使用資格者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。</p> <p>(1) 市民、市内の事業所に勤務する者又は市内の各種団体</p> <p>(2) 国又は公共団体</p> <p>(新設)</p> <p>(利用料)</p> <p>第14条 別表に掲げる福祉会館の設備を使用する者は、当該使用に係る料金（以下この条及び別表において「利用料」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料の額は、別表に定める額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>3 市長は、利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。</p> <p>4 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料の全部若しくは一部を減額し、又は還付することができる。</p> <p>5 第1項及びこの条例の他の規定に定めのある場合を除き、福祉会館の利用料は、無料とする。</p> <p>別表（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 30%;">設備の名称</th> <th style="width: 50%;">利用料の額（日額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流山市下花輪福祉会館</td> <td>浴室</td> <td>1人当たり 313円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	区分	設備の名称	利用料の額（日額）	流山市下花輪福祉会館	浴室	1人当たり 313円
区分	設備の名称	利用料の額（日額）											
流山市下花輪福祉会館	浴室	1人当たり 313円											
区分	設備の名称	利用料の額（日額）											
流山市下花輪福祉会館	浴室	1人当たり 313円											

改正後	改正前
<u>の利用料の額は、表中に規定する利用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。</u>	

流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 96 号）による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業者が規程を定めておかなければならない乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項のうち、事業対象乳児及び事業対象幼児の区分ごとに利用定員を定めるとしていたものを、当該区分によらず利用定員の総数を定めると改めるほか、所要の改正をするもの。

2 改正内容

別紙『新旧対照表』のとおり

3 施行日

公布の日から施行する。

流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表  
 流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研に励み、法に定める乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研に励み、法に定める乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) その提供する乳児等通園支援の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) <u>利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の利用</u></p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) その提供する乳児等通園支援の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) <u>事業対象乳児及び事業対象幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u> 利用</p>

改正後	改正前
<p>に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 乳児等通園支援事業は、次に掲げる事業に区分する。</p> <p>(1) 一般型乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業であって次号に定めるものに該当しないものをいう。</p> <p>(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。</u>）の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の事業対象乳児又は事業対象幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>	<p>に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 乳児等通園支援事業は、次に掲げる事業に区分する。</p> <p>(1) 一般型乳児等通園支援事業 乳児等通園支援事業であって次号に定めるものに該当しないものをいう。</p> <p>(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この号において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員_____の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の事業対象乳児又は事業対象幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>(乳児等通園支援の内容)</p> <p>第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。</p> <p>(保護者との連絡)</p> <p>第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその_____職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

## 教育福祉委員会行政視察（案）

- 1 期 日 令和8年7月8日（水）～  
令和8年7月10日（金）
- 2 視察地 北海道美唄市 1日目  
北海道札幌市 2日目  
北海道石狩市 3日目
- 3 視察人数 9人（委員7名・執行部1名・事務局1名）
- 4 視察事項
  - (1) 北海道美唄市  
美唄シティプロモーションについて  
※10代から30代の市民11人が参加した活動であり、本市こども計画による若者の参画の参考となる事業
  - (2) 北海道札幌市  
子ども発達支援総合センター ちくたく  
※現地にて説明を受け視察予定
  - (3) 北海道石狩市  
大型児童館 こども未来館あいぽーと  
※市役所にて説明後、隣接の施設視察予定
- 5 視察経費 1・1・1・3・2・8（予算案計上済）で対応